

アーカイブズ・ニューズレター

No. 8

2008年3月

Newsletter of the Department of Archival Studies
National Institute of Japanese Literature
National Institutes of the Humanities



長野市公文書館の内部。かつてNHK長野放送局として使われていた市役所城山分室の一部を公文書館として利用している。(8頁参照)

目次

〔メッセージ〕

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 国立公文書館の現状と今後の取組み | 菊池 光興…………… 2 |
| 博物館とアーカイブズ—記録価値を支える人材養成— | 水嶋 英治…………… 5 |
| 日本のアーカイブズとその課題 | 松岡 資明…………… 8 |

〔アーカイブズ研究ノート〕

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 国際シンポジウム「近世アーカイブズの多国間比較」
成果と課題 | 渡辺 浩一……………11 |
| 旧史料館レコーズの整理と公開について | 高橋 実……………13 |

〔お知らせ〕

- | | |
|--------------------------|---------|
| アーカイブズ・カレッジのカリキュラム改正について | ……………16 |
| 立川新館での閲覧業務の再開について | |
| 『アーカイブズ・ニューズレター』（本誌）の刷新 | |

国立公文書館の現状と今後の取組み

独立行政法人 国立公文書館 館長 菊池 光興

第1 新しい年のスタートに立つ

「年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。」

これは、平成20年1月18日、第169回国会の開会式当日に行われた福田康夫内閣総理大臣の施政方針演説の一節である。もとより、この演説の背景には、大量の年金記録喪失、薬害肝炎患者名簿紛失、あるいは燃料補給自衛艦の航海日誌誤廃棄など、行政文書として適切に管理保存されるべき記録の不法不当な取扱いから生じた重大問題が存在する。多くの国民の怒りと不安を招き、国家と行政に対する信頼を大きく傷付けた「ずさんな文書管理」に対する総理自身のいらだちと憤り、そして、このような事態を二度と起こさないという再発防止に向けた深い反省と決意が、この中に込められていることが読み取れよう。

内閣総理大臣の施政方針演説に、「行政文書の管理の基本的見直しに立った法制化の検討」と「国立公文書館制度の拡充を含む公文書の保存体制の整備」という具体的な施策目標がこのように明確に掲げられたのは、もちろん初めてのことである。私たち関係者が久しく願望してきた状況に向けて、大きく動き出す千載一遇のチャンスである。この絶好の機会をしっかりと捉え、目指すべき理想状況、改善すべき実態、その優先順位や手順などを明確にしつつ具体的計画を立てなければならない。その際、この計画が単に私たち関係者の自己利益を実現するだけのものではなく、幅広い国民や社会全体の、ひいては国際社会共通の利益に繋がるものであり、民主社会の根底を支える

ものであることを、強く訴え明確にしなければならない。従来から殆んど無自覚に行われてきた文書管理・公文書保存の慣行を根底から見直し、法制面を含む管理保存体制を整備し、その遵守を求めるには、多くの関係者、特に公務員の強い動機付けと積極的な参画意識が不可欠であるからである。

このように今年、国立公文書館関係者にとって今までにない期待に満ちた年であり、新たな目標に向けて大きく歩み出す年である。国立公文書館が独立行政法人に改編された平成13年4月に館長に任命された筆者にとっても、丁度7年を経過する。新しい目標に向けて歩を進めるに先立ち、独立行政法人としてこの7年の間いかなる運営を重ねたか、その結果、国立公文書館の現状はどうなっているかを先ず明らかにしたい。その中から今後の課題と方向を提示したいと思う。

第2 これまでの運営と現状

1 我が国の公文書館を取り巻く状況

国立公文書館は、平成13年4月、独立行政法人として新たなスタートを切った。以来17年3月の第1期中期目標期間の満了を経て、現在、21年3月末までの第2期5カ年計画の第3年度目にある。これまで、法人としての運営については、幸いなことに毎年度、内閣府評価委員会や各方面からも高い評価を得て、順調に業務を遂行していると自負しているところである。

しかしながら、日本の公文書館を取り巻く情勢は、大きく変化しており、今後とも新たな対応が求められている。

第1に、情報公開や個人情報保護など政府の文書や公文書の管理保存に関わる諸制

度の導入に伴い、国民意識が高まっていること。重要な公文書等の体系的な移管・保存・公開が求められる反面で、文書を作成・管理する公務員の伝統的意識との間でギャップが目立つようになってきたこと。

第2に、政府のIT戦略の進展や電子政府・電子自治体に向けての取組みの結果、電子文書が急速に増大していること。しかしながら、電子文書の収集や長期安定的保存の標準策がまだまだ未確立であること。

第3に、行政改革による中央省庁の組織改編、担当大臣制等の導入、独立行政法人や学校、病院などの法人化による行政責任分野の変更や、さらには平成の大合併といわれる市町村の合併などにより、過去から伝えられてきた貴重な文書記録や資料の多くが廃棄散逸の危機にさらされており、これらの保存対策が急務であること。

このような状況の中で、平成16年1月には、小泉純一郎内閣総理大臣の施政方針演説で、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図る」方針が示された。これを受けて、2次にわたり開催された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」から平成16年6月と18年6月に、それぞれ当時の福田康夫、安倍晋三の両官房長官に報告書が提出された。これら2つの提言を受けて、政府においては、各府省庁から国立公文書館への移管すべき対象文書の選定に定型的基準を導入したり、広報資料を追加するなどの改善を図ったほか、半現用の行政文書を集中管理する中間書庫システムの導入検討、電子公文書等の長期保存のための方策の実証的研究などに着手したところである。

2 独法化後の国立公文書館の運営

ここで国立公文書館の独立行政法人としての運営の実態を、簡単に見ておくこととしよう。平成13年4月独法化された館は、内部体制の整備、中期・年度の計画、四半期ごとの業務進捗状況の把握と所用の調整

などの法人運営システムを確立し、効率的な業務運営に当たってきた。特に、お客様である国民に提供するサービスの質の向上については、先ず役職員一同の意識改革からスタートし、親しまれ信頼される館の実現に全力を注いだ。その具体的表れとしては、国民に対する館の約束として「パブリック・アーカイブズ・ビジョン」を策定公表し、その実現に努めている。また、事業の推進に当たっては、「選択と集中」の方針により、独立法人制度のメリットを活かし柔軟・果敢な自律的経営に努めてきた。さらに、我が国の中核的機関たる国立公文書館として、国の内外を問わず、出来るだけ多くの関係団体、機関、学者、専門家、利用者等々との連携協力体制を構築し、緊密な情報流通を促す触媒的役割を果たすように努めてきたところである。

この結果達成したこととして、主に次の事柄を挙げられよう。

(1) アジア歴史資料センターの設置と運用

平成13年11月に館に設置された同センターは、当館、外交史料館及び防衛研究所図書館から提供を受けたアジア歴史資料の画像をインターネットで提供している。「いつでも、誰でも、どこからでも、無料で」をモットーに、提供データは現在1530万画像、将来は3000万画像を計画しており、海外からの利用も増え、国内外で高い評価を得つつある。

(2) 歴史公文書の移管・受入れ

館の独法化と同時施行の情報公開法の影響もあり、各府省から移管された歴史公文書の数は一時減少したが、官房長官懇談会の提言を受けた移管基準の改定等により旧に復しつつある。内閣法制局の法令案審査記録等内容の質が高い公文書も移管されるようになった。しかし、保存期間満了ファイル数全体のうち1%足らずの移管率では、まだ十分な移管状況とは到底言えない。

(3) 所蔵公文書の公開

館の独法化の時点で、所蔵約40万冊の歴史公文書の内、目録及び内容が公開されていたのは約9万冊に過ぎず、残りは目録す

ら未作成の非公開状況にあったが、18年度末には、所蔵62万6千冊の内、目録は100%公開、非公開文書は個人情報等を含む9万5千冊のみに大きく減少した。これらの非公開文書も、順次見直しを行い、時の経過等とともに公開度を高めることとしている。

(4) デジタルアーカイブ化の推進

アジア歴史資料センターのインターネットによるデジタル画像の資料提供を先導として、館のデジタルアーカイブは、平成17年4月から本格運用を開始し、館の事業紹介、全ての目録のデジタル化、多くの所蔵資料のデジタル画像の提供、高精細画像の閲覧体制の整備などを実現した。

また、関係機関と協力して、中高生などに向けた歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」を運用し、親しまれつつある。

さらに、今後デジタルアーカイブを整備する地方自治体のために、相互の連携や共通検索などを可能とするモデルシステムの開発に着手しているところである。

(5) 研修、普及啓発等

館の研修は、主に、国の機関や地方公共団体の現任職員に対するものであり、文書管理担当者から専門職員（アーキビスト）までレベルに応じた内容、日程で実施している。とりわけ、「専門職員養成課程」については、国内で有数のレベルのものと評価されている。近年、他の独法や国立学校法人等からの受講希望が増大しているが、資格制度の在り方など大学や他の専門機関と共に検討すべき課題が残されている。

普及啓発に関する事業としては、公文書館や記録保存に対する一般の理解や関心を高めるための展示会や講演会の開催、刊行物の出版配布などに努めている。

(6) 関係機関、学界、団体との連携

我が国の中核的公文書館として、国・地方自治体、学術研究団体、教育機関などの多様な機関や個人との交流、協力、相互支援のネットワークの構築に努めて来た。特に、アーカイブズ関係機関・団体の横断的協力・連携体制と情報共有化を実現するた

め、これらの理解と賛同を得て「アーカイブズ関係機関協議会」を平成19年5月に結成できたことは、大きな成果であった。

(7) 国際的な協力・交流への参加・貢献

国際公文書館会議（ICA）、同円卓会議（CITRA）同東アジア地域支部（EASTICA）に積極的に参加している。筆者自身もICA 副会長、CITRA 議長、EASTICA 議長に選任され、国際的な諸活動の管理運営に責任を果たすとともに、我が国の存在のアピールに努めてきた。最近では、ICA 執行委員会や EASTICA 総会、さらには ICA/SPA 理事会などわが国における国際会合の開催、海外からの著名専門家等の来日も増加しつつある。

以上のように国立公文書館の運営は、概ね順調に推進されてきている。これは、役職員の努力のみならず、館をめぐる関係者の一致したご支援ご理解の賜物であるが、今後さらに重要な機能を発揮し、社会の期待に十分にこたえていくためには、次のような制度充実に向けた取組みが強く求められよう。

第3 公文書館制度充実に向けた取組み

「公文書館制度は、歴史を超えて国家と国民の記録を正しく保存する記憶装置であり、国家として必要不可欠な機能である。しかし、わが国ではその機能への認識が著しく不足しており、諸外国と比較して公文書の保存管理機関の整備が立ち遅れている。過去の公文書や記録が保存され、これに国民が自由に接することができる体制の整備こそが、政府に対する信頼を高め、国民一人ひとりの現在と将来に安心と希望を与える原点である。この実現こそ、民主国家としての緊急かつ重要な政治的課題である。統治の透明性を高め、国民に対する説明責任を果たすために、劣弱な公文書の管理と保存体制を抜本的に強化整備することが現下の緊急課題である。」

これは、衆参両院の有志議員からなる公文書館推進議員懇談会が取りまとめた「こ

の国の歩みを将来への資産とするために」と題する緊急提言の前文に掲げられている基本認識である。この緊急提言は、平成19年12月7日、世話人である河村建夫衆議院議員、浜四津敏子参議院議員などにより福田内閣総理大臣に提出された。提言を受け取った福田総理は、「しっかりと受け止めて対応したい。自らもバックアップしていきたい。」と述べたと伝えられる。その表れが、先に記した施政方針演説における行政文書管理や公文書保存体制の整備への具体的な言及になったものと考えられよう。

この議員懇談会の緊急提言は、懇談会自体が福田総理の呼び掛けで結成されたという経緯もあり、今後の関連施策に大きく反映され、実現が強く推進されると思われる。その内容は、長年関係各方面で議論されてきた事項も多く、この推進に関係者が力を合わせていけることを確信している。そこで、この緊急提言の概要を提言の4分野に即して説明するとともに政府の対応状況などを交えて報告し、ご理解を得たいと思う。

1 国の機関における文書管理体制の整備

国の機関（含立法・司法）の公文書の作成から移管・廃棄までの一貫した文書管理体制の実現を目指し「文書管理法（仮称）」の制定を検討すべき。諸外国のように国立公文書館が主導的に国の機関が保管する文書に関与できる仕組みを構築すべき。

各方面で議論されていた事柄であり、ぜひ実現が望まれる。政府では、既にその前提となる現用文書の適正管理の徹底の申合せを行い、今後、文書保存期限の見直し、国立公文書館への移管の徹底などの措置を講じた上で、有識者の意見などを聞き法制化の検討に入るものと考えられる。

2 国民の知と記憶を集約する公文書管理体制の高度化

国の機関の公文書以外に存在するわが国の歴史に関わる貴重な文書・資料の所在・保存状況の把握、地方機関・民間資料館・個人などへの支援、少なくとも全都道府県・

主要都市への公文書館網の構築するための支援措置などを行うべき。また、文書のみならず、多様な媒体による記録の収集・保存・利用を行えるよう高度機能施設を整備すべきとの提言。

国、地方、民間、個人が連携して日本全体の記録力を高めるための有意義な提言であり、館として今後努力すべき分野である。

3 開かれた公文書館への進展と普及・啓発活動の充実

所蔵資料を国民共通の資産として広く利用するためデジタルアーカイブ化とネットワーク化を推進し、国内外への正確な情報の発信に努めるべき。また、多くの国民に利用されるように公文書館の閲覧・展示施設の拡充や調査研究活動、社会的な講座、講演会、出版活動により、親しまれ、開かれた公文書館を実現すべき。

デジタルアーカイブ化とネットワーク化は、館としてアジア歴史資料センターを含め積極的に推進中である。館の調査研究体制の強化や展示会等は、従来から提言に示されるような理念で取り組んでいるが、不十分なので更に意を用いる必要を痛感する。

4 国立公文書館の拡充

現在の国立公文書館の独立行政法人としての法的位置づけや施設、収蔵能力、人員、組織などは、諸外国に比較してかなり見劣りするので長期計画の下に、無駄なく、順序よく、着実に整備充実を図るべき。具体的には、館の高い公共性と果たすべき主導的役割に鑑み独法から国の機関へ、館の霞が関地区への移転拡充計画、人員増強による体制強化と専門人材の養成研修体制の確立及び研究拠点としての機能付与を提言。

これらの事項は、いずれも、現在の国立公文書館を預かる立場から日々期待し、また、諸外国の国立公文書館などを訪問した際に日本の実態との比較で大きな格差を痛感する点である。国立公文書館を拡充強化することが国会の代表質問の場などの政治の舞台上で議論されたり、政府全体の検討会

議の議題として取り上げられたりすることは、今までに無かった事態であり、当事者として深く感謝し喜んでいるところである。是非ともこのチャンスをうまく生かして実りある成果を挙げたいと願っている。

第4 むすびに代えて

国立公文書館が独立行政法人としてスタートを切った平成13年度から今日までの歩み及び最近の公文書館制度をめぐる政治面での動向の概要を述べてきたが、これからの動きがどのような形で、どのような順序で進んでいくのかには、なかなか予断し難いものがある。議員懇談会の緊急提言にも「国際的水準の公文書館制度の確立を図るには、社会の急速な変化や情報技術の発展を見通した、20年、30年後のあるべき公文書館像のグランドデザインを描きつつ、政府にとっても、国民にとっても使いやすい公文書館の実現に向けて、着実な努力を傾ける必要がある」と記されているように、高い志と歴史のための正確な記録を残す情熱を抱きつつ、息長く執拗な取組みを続けることが必要になる。

もとより、この取組みは、国立公文書館の役職員や各府省庁の公務員だけで担うことができるわけではない。わが国全体として記録を正しく保存し、幅広く利用することにより、「過去に学び未来への途を照らしていく」実り多い豊かな文化を創造する大事業である。それ故にこそ、できるだけ多くの方々がこの貴重な大事業に関心を持たれ、参画し、支えそして、それぞれの地域や職場や団体などで記録を管理したり残したりする実践や研究や教育に当たっていただきたいと願っている。

（筆者註：記述は、平成20年2月末時点である。）

博物館とアーカイブズ —記録価値を支える人材養成—

常磐大学教授 水嶋 英治

独立した組織から共生関係の組織体へ

ひとつの概念Aがもうひとつの別の概念Bと結びついたとき、そこには新しい概念Cが生じてくる。概念の誘発または創発と言ってもいい。しかし、Aの世界に居た人は新しい概念CをAのフィルターを通して見るだろうし、BはBで、その立場から眺めてしまうのは致し方ない。

フランスの文庫クセジュには『文化工学』という新書が出ていたが、これまで結びつきそうもない二つの分野がひとつになって新しい分野を開拓することは今日の社会にとって必要なことだろう。「エコ・ミュージアム」もそうだろうし、「デジタル・アーカイブ」もそのうちのひとつだろう。定義がなされないうまま、ことばが一人歩きすることの危険性はあるものの、学問の進歩は誰かが新しいことばを発明し、誤解、修正、再定義、共有化……を繰り返すことによって発展してきたことを思えば、時代の進展によって生じる概念の進歩はむしろ歓迎されるべきである。

最近では、『博物館考古学入門』(An Introduction to Museum Archaeology, Hedly Swain 著、2007) という本がケンブリッジ大学出版会から出版されている。考古学博物館の本ではなく、博物館考古学という書名に新鮮さを感じるとともに多少の戸惑いも感じなくもない。本書の中には、わざわざ一章を「発掘とアーカイブズ」に当てており、アーカイブズの重要性を指摘するなど最近のアーカイブ重視の傾向が如実に顕れている、と言っても過言ではない。

ところで、「博物館アーカイブズ」(Museum Archives) という用語も、その好例であろう。四分の一世紀も博物館の世界に浸かっていた筆者にとって、博物館アーカイブズと言えば、博物館資料のアー

カイブ化をイメージしてしまうし、逆にアーカイブズを職業としている専門家たちは、「博物館そのものがアーカイブズ」と認識しているのかも知れない。その意味では、まだ博物館とアーカイブズは、概念としても、社会的機能としても、融合していないし、仮にひとつの組織体「博物館アーカイブズ」として成立したとしても、この用語は依然過渡期にあり、定着するのにもう少し時間がかかるかも知れない。

『博物館アーカイブ入門』(Museum Archives An Introduction, 2004、米国アーキビスト学会) の中で、第1章「博物館アーカイブズの傾向」を書いたアン・マリー・プリジビィラ(Ann Marie Przybyla) は、博物館とアーカイブズの関係性を「共生的」(symbiosis) と言い、「将来の世代のために同じ活動をしている」と評した。「博物館とアーカイブズは同じ言語を使い、同様な関心事に目を向け、同じ活動をする。資料の収集、展示の計画、コレクションの管理、アクセスの保障、文化遺産の保護と分類システムの創造を行っているのである」。

確かに、これらは博物館とアーカイブズの共通性を物語っていると言えるだろう。しかし、近年、アメリカの文書館では、特に写真資料(フォト・アーカイブズ)が増大しつつあり、文字資料だけでなく、人工物、物的資料を取り扱うことが多くなっている、と彼女は指摘している。博物館はアーカイブズ化し、その一方で、アーカイブズが博物館的資料・非文字資料を扱うようになってきた、と言うのである。いずれ、このふたつの組織体は共存・共益関係を構築し、共生していくことにつながる可能性もある。

一方、イギリスの動きを眺めると、21世

紀に入ってから、博物館・図書館・アーカイブズの一元管理を国が進めている。その背景には様々な理由が指摘することができるが、博物館ギャラリー委員会(MGC)がre:sourcesに衣替えし、さらにMLA(Museum Library Archives Council)に変身し、また同様に人材養成の組織も時代の変化に併せながら、Museum Training Institute(MTI)がCultural Heritage of National Training Organization(CHNTO)になり、さらに2004年からはCreative & Cultural Skill Council(CCSC)として再出発している。人材養成のシステムも変わるということなのだろうか。

今年の2月にイギリスに出かけた際、ロンドン・シティ大学の文化政策・マネジメント学部教授ヴィッキー・ウーラル(Vicky Woollard)に会って、この辺のところをヒヤリングしたが、「政策は半年ごとに変わるからついていけない」と皮肉っていた。筆者にとっては、学芸員にしる、アーキビストにしる、文化保存機関の人材養成を「クリエイティブが必要なスキル」(<http://www.ccskills.org.uk/>)と捉えて養成していることのほうがカルチャー・ショックであった。保護一辺倒の姿勢ではなく、創造性重視の姿勢は学ばなければならないようだ。

専門化をめぐる

さて、博物館業務の専門化をめぐる議論が始められてから久しいが、「専門化」という課題には難しい問題を含んでいる。ここでは、しばらくの間、博物館のことに触れることをお許し願いたい。

専門業務は、他の社会サービスとは区別され、特定の自律的なサービスを意味するからである。博物館専門職に対する社会の固定観念に焦点を当て、博物館専門職の社会的認識を高めることが望ましい。

博物館における専門化をめぐる議論は1980年代にアメリカ、イギリス、カナダで始まったが、博物館の構造的・財政的な変化と軌を一にしている。また、博物館の数、規模、種類が大幅に増加したことも関

係があるだろう。

博物館が政治性を持つことは望ましいことではないが、その反対の流れとして、博物館の民主化を推進していくためには、社会における博物館の存在意義と役割について捉え直すことが必要である。新しい活動分野については、総合的研修と個別的な研修が相まって、しかも継続的な研修が必要となる。このような認識が世界各地の博物館の間には広まってきているが、専門化は博物館業務が無味乾燥の業務の繰り返しとなることを防ぐ原動力でもある。

博物館における職務基準の実施には様々な方法があるだろう。この種の、職務基準の目的を達成するには、常に新たな課題が付きものである。博物館の専門化が進んでいる国々では、大きな壁に直面しているという認識がここ数年顕著になっている。中でも、体系的な職員政策の不在、一部における給与水準の低さが問題になっている。ゲイノール・カバナー (Gaynor Kavanagh) は、社会学的・歴史的な視点をふまえて、博物館専門職について研究を実施する必要性を指摘しているのも理由がある。

このような研究の一例としては、ドイツのエバ・マリア・カンブメイエル (Eva Maria Kampmeyer) とフェリックス・ハンズシュー (Felix Handschuh) が実施した研究がある。2006年12月から2007年4月までの間に、73の求人広告を詳細に検討した結果、暫定的ではあるものの、次のような結果が得られた。すなわち、文化関連の職種全体で見ると、

1. 博物館業務の重要性が高まっていること
2. 短期の雇用契約が増えていること
3. 職員に求める柔軟性、流動性の水準が高くなっていること
4. 実務経験、実地経験、仕事のトレスに対する耐性、決断力、外国語能力が求められていること
5. 財務、マーケティング、スポンサリングの基本的な知識が求められることが少なくないこと
6. 文化関連の職種全体において、チームおよび単独で仕事をする意欲・能力が

必須となっていること

以上の6点である。最近の我が国の研修や博物館職員の現状を鑑みると、数値データとしては顕在化していないものの、上記の指摘は当たっているように思うのは私だけではあるまい。

「我々と我々の置かれた状況についての理解を促進する知識が、自由ならびに望ましい変化の基盤の前提となる」。この仮定が正しいとすれば、専門職養成、継続的な研修とその評価が、博物館業務の発展において特に重要な役割を果たすことになる。職員の管理と人材育成は、博物館の将来にとって極めて重要である。アーカイブズの世界も基本的には変わらないであろう。

博物館のための養成研修

スミソニアン協会の教育博物館学センターの名誉上級研究員ステファン・ウェル (Stephen E. Well) は、故ケニス・ハドソン (Kenneth Hudson) を引用しながら第二次世界大戦後の博物館の発展を振り返り、興味深い指摘をしているので、ウェルの言説をもとに博物館の専門職研修について考えてみたい。

「過去50年の間で、博物館に最も大きな影響を与えたのは、(中略) 人々に奉仕するのが博物館の存在意義であるという、今となってはほぼ普遍的となった信念である。博物館が設立され、建物が建てられ、資料とそれを管理する職員も集まった。財政基盤も健全で、来館者も数は多くないものの、展示物に感動する。しかし、それだけでは、来館者がパートナーとはなりえない。ここでは博物館の主眼は所蔵資料であり、来館者にはない」。(K. Hudson, Museum International, 1981)

所蔵資料の保存と研究を主体とした内向きの博物館から、利用者主体の外向きな博物館への転換が完了したとハドソンは捉えているのであるが、この博物館の大転換に合わせて、博物館の職員には新しいいくつかの能力が求められるようになった。その能力は極めて重要なので触れておく必要がある。

第一点目は、ボストン・チルドレンミュージアムの元館長、現ニューヨークのバンクストリート大学で博物館教育リーダーシップ・プログラムのプログラム長を務めるベッドフォード (Leslie Bedford) が指摘するように、これからの博物館には、教育普及活動の養成研修を受けた職員が必要である。彼が想定するように、教育普及活動について徹底的な養成研修を受けた者が、博物館内外に散在する様々な専門技能を統合する「創造的なゼネラリスト」となるのであろう。創造的なゼネラリストが有する技能の一つは、博物館が対象とする多様な地域社会に直接働きかけて博物館を運営し、地域社会のニーズに対応する最も適切な方法を見極める能力であり、これは従来の学芸員の有する対象志向の技能とは対照的である。そのためには、展示、講演、上映、コンサート、正規の養成研修プログラムなど、博物館が地域社会と関わる手段の望ましい活用方法について確固たる認識が必要である。

第二点目は、教育普及担当者と緊密な連携を図るとともに、教育普及担当者が本来の役割を果たせるように、フィードバックを返すためには、来館者研究とプログラム評価手法について徹底した訓練を受けた博物館スタッフが必要となる。ただし、現場の職員がそのような技能を習得するだけでなく、各層の職員が来館者研究とプログラム評価の望ましい活用方法について基本的な知識を習得することが極めて重要である。たとえば、財務の基礎知識のない経営者に営利団体の指導を委託することはあり得ない。博物館が属する非営利セクターにおいても同様であり、執行部は来館者研究やプログラム評価を理解する能力が必須である。さもなければ、組織の有効性 (営利セクターの損益に該当) の測定ならびに博物館の提供するプログラムの評価 (成功したプログラム、修正が必要なプログラム、廃止すべきプログラム等) という博物館に課せられた義務を果たすことはできない (この辺の認識はまだ日本には足りないのが残念である)。

第三点目は、博物館内外で協働作業がで

きる博物館職員が各層で必要となることである。館内の協働作業は従来より博物館の成功する鍵であったが、館外との協働作業が重視されるようになった発端は、コレクション主体の内向きな博物館から利用者主体の外向きな博物館への転換にある。後者の博物館として、個人の生活の質と地域社会の福利の向上という博物館の究極目標は他の様々な組織と共通であり、それらの組織と協働することがその目標の達成に最も効果がある、という認識に至っている。英国のビクトリア・アンド・アルバート美術館の教育部長デヴィッド・アンダーソン(David Anderson)は、文化省に提出した1997年の報告書『国民の富(A Common Wealth)』において、極めて初歩的なパートナーシップでも実に驚くほど様々な利点が生まれることを明らかにしている。

「パートナーシップにより、博物館の限界を超えることが可能となる。リスクの共有、資源の獲得、利用者の拡大、最新技能の獲得、サービスの質的向上、単独では無理であった事業の実施、外部からの認証、地域社会と政治からの支援などの利点があるからである」。

一方、アメリカでは、過去10年間に於いて博物館の協働の可能性を広げる二つの法整備の動きがあった。一つは、1991年にミネソタ州は米国で初めてチャータースクールを認可したことである。これは、博物館を含む非営利組織が新しい教育プログラムの策定・実施することを認め、保護者が従来の公立学校に代わる教育として選択できるようにした制度であり、この動きは現在約30州に広がっている。現在、多くの博物館がチャータースクールを設立したり、設立の可能性を検討している。もう一つは、連邦政府が1996年、二つの機関を統合して博物館・図書館サービス振興機関(IMLS)を設立したことである。IMLSはその後の4年間で、博物館と図書館の連携を促進する多くの事業を補助してきた。

冒頭に述べたように、ふたつの概念が融合するとき、新しい価値が創造されていくのは必然である。博物館と図書館は仕事の

上では異なるものの、文化行政の観点からすれば、同一な次元で制度設計することは時代の流れである。同様に、博物館とアーカイブズの仕事の進め方も実は天と地の開きがあるものの、異なる概念をひとつに捉えようとするところに今日的課題がある、と指摘できるのである。

組織間の協働は個人レベルの競争と同じぐらい自然なものであるが、組織レベルの協働は意識的に行なわれないと無理である。組織間に協働関係を構築するには……または共生関係を持つには……物事の本質を捉える力と創造力が必要である。概念レベルから実行できる組織の融合レベルに至るまで、新しい制度設計を考える必要があるだろう。

言い換えれば、一つは潜在的なパートナーの性質、ニーズ、強みを把握する能力、もう一つは双方に「しっくりとくる」ものは相互に利益をもたらすのではないかという発想である。一度築いた協働関係を継続させるには、合意形成、工夫、共感力、忍耐力などの能力も必要になってくる。このような資質は博物館職員の中にすでにあるかもしれないが、それを発展・強化させていくのが研修であり、人材養成なのである。

国際レベルでの検討課題

最後に国際レベルでの傾向に目を移しておこう。ICOM(国際博物館会議)がまとめた博物館専門職員の基本シラバスは1971年に初版が出され、幾度と改訂版が出されている。これは、大学のプログラムや、大学院レベルの博物館学ないし博物館研究の専門職養成コースの内容の指針となるものである。専門職養成コース/プログラムに関する提言は、1981年にノルウェーのベルゲンで開催されたICTOPシンポジウムにおいて、基本シラバスの付録として加えられている。そのときの論点整理は主に次のとおりであった。

1. 同シラバスが策定された1979年とは根本的に異なる外部環境の下で博物館が運営されていること。
2. その新しい環境の下で、博物館業務の

種類およびあり方について再考が迫られていること。

3. その結果、雇用形態とキャリアの道が大きく変化していること。
4. 研修の量と形式、現場が利用可能な教材等の量が、基本シラバスの策定以降、急激に増加したこと。
5. そして、基本シラバスが策定されてからこの間、新しい教育的視点が生まれ、専門職養成はもはやキャリアの出発点という位置づけにはなっていないこと。

記録遺産と記録価値

わずか20年足らずの間に、博物館専門職の養成の面で劇的変化が現れた証明でもある。以上、駆け足で欧米の博物館職員の専門職研修について眺めてきたが、博物館にしる、アーカイブズにしる、取り扱う資料の基本的価値は、記録であり、記述内容であり、資料としての物理的実在である。

世界の進展がバーチャル化に進む一方で、物理的保存の重要性を改めて強調しておく必要がある。所詮、文化保存機関を運用し、マネジメントしていくのは人間であるし、コンピュータが行うわけではない。

経済的価値優先の社会がいつの間にか我々の考え方で支配するようになってきているが、この世の中には、経済的価値だけで動いているわけではない。年金記録問題や自衛隊の給油補給問題をいまさら持ち出すまでもなく、記録の存在自体が世の中を左右する時代である。アメリカ、イギリス、ひいては国際レベルでの議論を視野に、我が国においても、人材養成を真剣に考える時期にさしかかっているのではなからうか。

ふたつの概念が結びつき、実作用をもたらす新しい組織体が生まれるとき、その組織名称はMuseum Archivesと呼ばれるに違いないが、それは一体いつの日のことであろう。それほど遠い日ではないように、筆者には思えてならない。

日本のアーカイブズとその課題

日本経済新聞社編集局文化部 編集委員 松岡 資明

アーカイブズの取材を始めて5年が過ぎた。このわずかな期間のうちに、アーカイブズを取り巻く状況は予想もしなかった速度で変化しようとしている。新聞記者という立場から見詰めてきた日本のアーカイブズと将来に向けての課題を、この5年余の経験を交えながら少々、述べてみたいと思う。

「全く思いもかけない話」を聞いたのは2002年12月、学習院大学で行われた国際シンポジウムのものであった。日本アーカイブズ学会創設を目指し、高埜利彦・学習院大学教授、安藤正人・国文学研究資料館教授らが中心となって開いたシンポジウムである。シンポジウムには中国、韓国からの研究者も参加、アーカイブズ教育の実態報告があった。中国では1950年代からアーキビスト教育が行われていること、韓国でも1990年代末以降、アーキビスト教育に本格的に取り組み始めていることが報告された。

アーカイブズについてほとんど何の知識もなかっただけに、報告は衝撃的だった。日本の後れがくっきり浮かび上がった。さっそく、朝刊文化面の「文化往来」という小さなコラムでそのときの話を紹介した。それが、私にとっての「アーカイブズ事始め」である。以来5年余、アーカイブズに対する理解は、自分なりに多少は深まったような気はする。しかし、広くて奥の深いアーカイブズの世界をどこまで読者に伝えられたかといえば、甚だ心もとない。

それでも、様々な場面で記録を保存しようとする動きは活発になってきた。一例を

あげれば、地方に広がる公文書館設置の動きがある。公文書館は国立公文書館をはじめとして全国に60近くある。うち都道府県立が約30、政令市を含めて市町村立が約20というところである。とはいえ市町村の数は全国で約1800。普及率は1%そこそこではない。が、そうした市町村でも、公文書館を設置する例がいくつも出てきた。

昨年4月に栃木県小山市、11月に長野市に誕生した。そして今年10月には栃木県芳賀町が公文書館と図書館、博物館の3つの機能をもつ総合情報館をオープンさせる。また計画段階だが、熊本県宇城市は来年度の公文書館設置を予定している。新築する芳賀町を別として、これらの公文書館はいずれも遊休施設を活用している。小山市文書館の場合、昭和5年に裁判所の支所としてつくられた木造平屋の建物を塗装直した。また、長野市の公文書館はNHKの長野放送局だった建物を再利用している(表紙写真参照)。不知火町、三角町など5つの町が合併して2005年に誕生した宇城市には合併前の旧町がつくった施設が数多くあり、これを活用する予定である。

公文書館は多くの場合、市町村史編さんの過程で活用した古文書を保管する目的から設置されてきた。しかし、宇城市のように市町村合併で全く新しく誕生した市が設置する例は珍しい。この辺りにも変化の兆しが表れていると言えるのではないだろうか。

宇城市の市長を務めるのは、県議員から参院議員を経て市長に就任した阿曾田清氏である。阿曾田市長は2005年の暮れ、

広報誌でアーカイブズ設置を訴えた。阿曾田氏の提言に表向きはともかく、職員は猛反発したという。それまで、公文書は「捨てるのが善」だったからである。市長から公文書管理の担当を命ぜられた教育委員会文化課文化財係主任の松村浩一氏はアーカイブズの「ア」の字も口にできないほどの状況の中で、粘り強く説得を重ねた。その結果、2006年度に廃棄する予定の文書を廃棄せず、段ボール箱に収容することで庁内の合意をとりつけた。

集まった段ボールは全部で1000個を数えた。すべてを保存できるわけもなく、3段階の選別作業を経て最終的に150個を残した。選別に当たったのは、旧不知火町の職員OB、文書管理を専門にしていた元NTT社員。いずれもシルバー人材センターに所属するシニア二人である。公文書を収集・選別していく中で職員の意識も次第に変化し、いまでは公文書保存の認識も少しずつ根付いてきた。公文書館設置計画が具体化に向けて進行中である。

宇城市の例は、市長(トップ)のリーダーシップがいかに重要かを物語っている。宇城市が様々な面で助言を仰いだ熊本県天草市の天草アーカイブズも、安田公寛市長のリーダーシップが発揮されなければ実現しなかっただろう。もっともトップが号令を発しても現業に携わる職員はなかなか動くとうしないのが現実のようだが。

公文書館設置を構想する自治体は全体からみればまだまだ少数派である。多くの市町村では公文書を残すことの意義すら意識されてはいないだろう。しかし、公文書館を設置したからといって、それで事足りるとはならない。公文書館で働く職員の中に二通りの考え方があるからだ。一つは歴史的資料、古文書保存を中心に考えてしまう。あるいは逆に非現用の公文書だけに重きを置いてしまう傾向がある。「こうぶんしょ

かん」か「もんじょかん」か、その違いを強調する人がいまだに数多くいるのはその証左であろう。ところが、今日つくられている公文書は将来の歴史資料となるのである。過去、現在、未来は時間軸で一本につながっている。過去に目を配っておけば歴史的な文書を保存できるわけではないのである。そこを十分に意識しておかないと、公文書を残すことの意味を見失うような気がする。

日本のアーカイブズを取材してきて思うのは、この辺りの問題である。昨年5月、日本アーカイブズ学会、記録管理学会、ARMA 東京支部、日本画像情報マネジメント協会、企業史料協議会、日本歴史学協会の6団体をメンバーとして発足したアーカイブズ関係機関協議会はそうした問題に対する大きな一歩と言えなくはないか。問題点をあげれば確かにいろいろなことがある。音頭取りは「国立」の公文書館だし、参加団体同士の利害が一致しているともいえない。とりあえず固まったのは、6月9日を「アーカイブズの日」とすることくらいかもしれない。それでも連携していくことがいかに重要か、ここで改めて言うまでもないだろう。

課題という面から言うと、目下最大の課題で、話題を集めるのは文書管理法制定であろう。幾度も記事に書いてきたことだが、日本には公文書を適正に、統一的に管理するための法律がない。情報公開法が施行になってすでに6年余が経過したが、文書管理法も整備されていないのによく公開がなされてきたものだと思ふに思ふ。情報公開と文書管理は「車の両輪」という言い方がある。が、文書管理に配慮しない片肺だけの飛行を続けてきてさほど問題が起きていないのであれば、情報公開に対する姿勢そのものに、問題があるのかもしれない。

そうは言いながら、5000万件に及ぶ年

金記録が宙に浮いた問題、薬害C型肝炎患者リスト放置問題などずさんな記録管理が引き起こした社会問題を背景として、公文書管理法（仮称）制定に向けた動きが昨年末辺りからにわかになら高まってきた。

小泉政権で官房長官を務めていたころからこの問題に熱心に取り組んできた福田康夫首相が主導しているため、今年2月下旬、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が発足した。3月12日には初会合が開かれ、座長に元大蔵次官の尾崎護氏を選出した。メンバーは尾崎氏をはじめとして、歴史学者、アーカイブズ学研究者、行政法の専門家などのほか、企業経営者、ジャーナリストら計9人で構成している。公文書管理を担当する大臣ポストも新たにつくられ、上川陽子少子化担当相が兼務することになった。

今後、月に1、ないし2回のペースで会合を開いて公文書管理法の中身を詰めると同時に、運用する組織をどうするかを議論する。7月までには中間報告をまとめ、10月に最終報告。来年1月の次期通常国会に法案を上程するというスケジュールだ。

とはいえ、アーカイブズをめぐる課題は多岐にわたっており、文書管理法を制定しただけでは到底クリアすることはできない。例えば管理法が制定されたとしても、部、課の単位で文書管理の担当者を置いて注意深く運用をリードしていかなければ、法律は実際には機能しないだろう。また現用文書ではなくなくなった文書（非現用文書）を収集、管理する役目を果たしてどこが担えるのか。

なぜなら、国立公文書館は「国立」と名はついていても独立行政法人であり、省庁に対する権限はない。国の機関に戻さない限り中央省庁と対等の関係になるのは難しい。現に、今の国立公文書館法でも中央省庁で使われなくなった文書は国立公文書館

に移管することをうたってはいる。しかし、本来なら平成18年度に国立公文書館に移管されるべき文書約106万点のうち、実際に移管された文書はわずか5500点余にとどまっているのが現実である。その比率は0.5パーセントに過ぎない。せめて対等の関係にならなければ、そうした数字が大きく変わるとは考えにくい。ましてアメリカやカナダなどのように、中央省庁の作成する文書を廃棄するか否かの権限を国立公文書館が持つまでには相当な時間が必要で、曲折も予想される。

さらに大きな課題をあげれば人材育成ではなからうか。現用文書の管理を適正に行うには、部や課の単位で担当者を配置する必要があることは前述の通りだ。が、歴史的に意味のある非現用文書を保存・管理するには記録資料をどう扱い、どのような基準で選別すれば良いのかとなると、専門的な教育を受けた人材が不可欠である。特に、客観的な目で記録と向き合うには担当者の資質も問題となるだろう。

その点で、解決すべき課題は山積している。なぜなら日本では、アーカイブズ学に関して専門的教育が十分になされてきたとは言えないからである。現在、アーカイブズ教育を実施しているのは国文学研究資料館、国立公文書館などのほか一部の大学にとどまる。教育の内容も、公立公文書館の職員などを対象とした実務研修が中心だ。一連の研修の中では最も長期にわたる国文学研究資料館のアーカイブズカレッジ長期コースは大学院生なども対象にしているが、研修期間は8週間に過ぎない。

一方、大学院教育はこの4月から学習院大学がアーカイブズ学専攻の大学院課程を設置、教育を始める。また来年4月には別府大学がアーカイブズ専攻の大学院を設置する予定だが、これらの教育を担当する教員の確保が大問題となりそうだ。新設する

大学院に教員を送り出しても、送り出した側ではその補充が認められない可能性が高く、教員の数が今後、絶対的に不足する懸念がある。

アーカイブズを扱う専門家、つまりアーキビストは公務員制度のあり方も大きなかわりを持ちそうだ。なぜなら、これまでの公務員制度はゼネラリスト優先で、スペシャリストはどちらかと言うと一段低く見られてきた。しかし、アーキビストは通常言われる「専門職」の枠を超えた存在で、第三者的な視点に立ち、一つの公文書を保存すべきか否かについての判断を下さなければならない。

昭和62年にできた公文書館法の付則は「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第四条2項の専門職員を置かないことができる」と規定しており、この付則に従って多くの自治体の公文書館では専門職員を置かない状態が続いてきた。四条の2項とは、「公文書館には、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」を指す。公文書管理法が制定されれば当然、この問題に対応する必要が生じるだろう。

このほか、未整備な状態が続いてきた地方自治体の公文書館整備を進めていくなれば、莫大な資金も必要になる。

さらに制度的な問題とは別に、映像、音声など文書以外の記録をどう扱うのか、民間や個人の記録は従来と同様に、対象外と

するのか否かなど議論すべきテーマは実に多種多様である。その一方で、資料の劣化をどう防ぐかも大きな課題である。とりわけ、昭和10年代、20年代の太平洋戦争をはさむ時期につくられた資料は紙質が劣悪なため、早急な対応が必要である。にもかかわらず、保存のための予算措置はあまり期待できない。

問題が山積する中でも最大の課題は電子化であろう。過去に作成された記録のデジタル化の問題はともかくとしてポーンデジタル、つまりデジタルでつくられた記録をどう保存・整理するかといった課題は検討が始まったばかりの段階で、具体的な解決策はまだ何も見いだせていない。ハードウェア、ソフトウェアの継続性をどう確保するか、記録媒体の保存性をどう高めるのかなど十分に議論される場もない。このままでは、問題が認識すらされないうちに、ある日気づいたら記録がなくなっていたという事態さえ想定できるのである。

記録に対する認識が希薄な日本では、何のために記録を保存するのかの理念がいまだに確立していない。デジタル化が引き起こす問題に対する意識の希薄さは、そこに起因するのではないだろうか。例えば、アーカイブズと博物館、図書館の連携が進む欧米では、デジタル化も「情報格差の解消」「教育機会の公平化」によって社会をより良くするという理念のもとに行われているという。理念を抜きにやみくもに記録をデジタル化したとしても、生きた使い方はと

うてい望めない。何のために記録を保存するのか。目的や理念を改めて議論する必要もあるだろう。

明治維新以来、日本は様々な面で外国を手本としてきた。欧米列強に肩を並べようとして破滅の淵に立たされ、戦後復興を経て急速な経済成長を成し遂げた。瞬間的とはいえ世界の頂点に立った。しかしその後、バブル崩壊を機に日本は目標を見失い、漂流を続けた。いわゆる空白の10年である。様々な要因が指摘されたが、突き詰めてみれば、日本にとってのお手本がどこにもないことに気づいたことが大きかったのではないだろうか。「手本」や「仮想敵」に照準を合わせ、ひたすら努力を傾ければ報われた時代はもう終わったのである。

手本となるものなどない時代。拠りどころにできるものがあるとすれば、自らが踏みしめてきた足跡をたどることだけである。「過去」の行いが結果として「現在」をもたらし、「将来」を形成することに日本人はそろそろ気づくべきではないだろうか。

過去と現在、未来は切り離すことなどできない。この当たり前の事実にかに多くの日本人が無自覚であったことか。未来は過去と切り離して語ることはできない。そのことを肝に銘じておけば、「アーカイブズはなぜ必要か」といった議論を始める必要などないことは、改めて言うまでもない。

国際シンポジウム 「近世アーカイブズの多国間比較」成果と課題

渡辺 浩一

国文学研究資料館アーカイブズ研究系では、「東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究」プロジェクトを行っている。その活動の一環として、2007年12月14、15日の2日間にわたり、立教大学において「近世アーカイブズの多国間比較」と題する国際シンポジウムを行った。主催は、国文学研究資料館、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤 A「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」(2004~2007年度、研究代表者渡辺浩一)、および日本アーカイブズ学会であった。そのほか、立教大学日本学研究所の後援をいただき、また財団法人東洋文庫からの助成(人間文化研究機構プログラム「イスラーム地域研究」)も受けた。参加者は、14日が約80名、15日が約100名であった。以下にプログラムを掲げる。

趣旨説明 渡辺浩一(国文研)

セッション1

「近世アーカイブズをめぐる統治と社会」

司会：岡崎 敦(九州大学)

オゼル・エルゲンチ(ビルケント大学)、

ヒュルヤ・タシュ(アンカラ大学)

「オスマン国家官僚における文書作成—時期区分、組織化の展開、文書類の多様化および大量化—」

臼井佐知子(東京外国語大学)

「清朝行政文書の作成と管理について」

オリヴィエ・ボンセ

(フランス国立古文書学校)

「近世フランスにおけるアーカイブズ、
国家、社会(14-18世紀)」

高橋 実(国文研)

「日本近世社会の特質と文書の作成・管理について」

セッション2

「実践される近世アーカイブズ」

司会：高橋一樹(国立歴史民俗)

ヴァネッサ・ハーディング

(ロンドン大学)

「近世イングランドと書かれ印刷される言葉」

大友一雄(国文研)

「幕府勤役と情報伝達—役人交代から記録管理を考える—」

金 炫栄(韓国国史編纂委員会)

「文書と記録、そして‘休紙’：朝鮮時代における文献の伝存様相」

王 振忠(復旦大学)

「村落文書と村落志—徽州歙県西溪南を例として—」

全体討論

司会：三浦徹(お茶の水女子大学)

総括コメント

林佳代子(東京外国語大学)

山崎一郎(山口県立文書館)

各報告やコメント、討論については、2008年3月刊行予定の『近世アーカイブズの多国間比較』(国文学研究資料館編)に掲載されるので、そちらを是非参照していただきたい。ここでは、本シンポジウムの成果と課題を4つの柱に分け、9点にわたって述べる。

1) 史料類型論と文書管理史

歴史アーカイブズ(歴史学の用語では「史料」)を十分に理解するための二つのアプローチとして、史料類型論と文書管理史があるとされている。この二つのアプローチという観点から整理すると、セッション1の4報告は二つに分けることができる。すなわち、エルゲンチ=タシュ報告および臼井報告は史料類型論に重点があることに対して、ボンセ報告および高橋報告は文書管理史に重点があった。このように方法論は異なりながらも、いずれの国・地域においても、著しい差異を伴うことは承知で非常に大雑把な言い方をすれば、人格に依存した統治から組織的な統治へ、という同じ組織化の趨勢が近世という時代には観察され、それが史料類型や文書管理に現れていることが確認された。このような世界的な共通性が確認されたことはまず一つ大きな成果であろう。

したがって、ここからは引き続き以下のような課題が考えられる。それは、オスマン朝・清朝における文書管理システム、フランス・日本における史料類型の変化、これらも併せて比較する必要があるだろう、ということである。今回のボンセ報告では中央政府各省の文書が大臣から離れて管理されるようになるのが18世紀と意外に遅いことが判明したので、可能性としては、公的な文書管理システムは清朝が最も進展していたことも予想される。そうであるとすれば、フランス革命における国立文書館成立の「革命性」が際だつこととなる。一方西欧社会では、教会・都市・大学などにおける文書保存組織(アーカイブズ)は中世からの継続性のなかで現在も機能している例もあり、全体としてどのように理解すればよいのかは一筋縄では行きそうにない。

2) 家も含めた組織構造の問題

文書の作成についても管理にしても、作成・管理主体である組織がどのような構造的特質を持っているかが明らかにされなければならない。そして、文書の作成・管理という現象との関係が問われなければならない。

この論点が、最も前面に押し出されていたのが大友報告であり、ボンセ報告はかもこれに言及していた。古文書学的ではあるがエルゲンチ=タシュ報告もそうであった。文書作成・管理と組織構造の関連という課題が比較の課題になりうることを確認された。この点は、各国や地域の様々な統治組織体（中央政府・地方行政組織など）や社会組織体（教会・寺院などの宗教組織体、都市・商人・農村・農民など）ごとに綿密な分析に基づいた比較を今後自覚的に積み重ねていく必要がある。各組織体の人的構成、内部組織の構造と機能、文書作成・管理部局もしくは担当者の有無、それと原局（他の内部組織）との関係など、具体的に明示されなければならない点は多い。

また、日本の場合は、1990年代以降に急進した文書管理史という微細な事例研究の上に、上述の課題が取り組まれている。他の国・地域におけるそうした研究状況も、相互にこれから理解していく必要がある。

3) 書くことの広がりとおーラルの問題

書くことの広がりとその意義は、ハーディング報告によりイングランドを事例に、アーカイブズとの関連で明確に位置づけられたと思われる。そのほか、程度の差はあれ、仏・日で同様のリテラシーの広がりが観察され、そのことが民間文書の豊富化につながっていくことが確認された。これも大きな成果である。ただし、中国徽州の場合は、リテラシーが日本・西欧ほどには高くないにもかかわらず、民間文書の豊富化

という現象がみられた。この点はリテラシーの高さと文書の豊富さの関係を単純に直結して考えてはならないことを示唆しているのではないだろうか。

書くことがいかに広がっても、オーラルとしぐさの世界と併存していることは当然であって、大友報告は儀礼的世界の情報継受を例にこの問題に言及した。こうした文書と口頭の関係の問題は、国家組織における文書主義と在地における非文書主義的側面が著しい対照を見せるオスマン社会（この点はアンカラ研究会の成果）のような地域の分析事例が得られれば、より複眼的な比較研究の展開が予想される。

4) 「利用」論

歴史アーカイブズ（史料）の「利用」には、様々な形態がある。そのなかで、国家における歴史編纂と、在地における史料集編集の問題が今回は取り上げられた。まず、金報告では、東アジアにおける歴史編纂の伝統が最も極限まで押し進められた形態が示され、そこは文書の利用形態が文書の作成・管理を逆規定しているとも表現することが可能な世界であった。非常に興味深い事例であり、編纂ではない他の「利用」例でこうした事態は起きないのであろうか、朝鮮以外の他地域でのこうした視角の可能性はないのだろうか、などと考えた。

後者の在地における史料集編集の問題としては、王報告が近世から近代にかけての事例を提示した。ここでは、前近代文書が近現代になってどのように取り扱われたのか、といういわば「前近代文書の近現代史」の必要性が改めて確認されたように思われる。

「利用」という用語でもう一つ重要な課題は、当初の目的のために使用されたのち蓄積された原文書の当時および後世における利用ということがある。今回シンポジウ

ムではこの点を深く掘り下げた報告はなかったが、近現代における記録や文書¹の管理組織に直接つながる論点でもあるだけに多様な事例の提出が今後求められる。

「前近代文書の近現代史」という課題は、このように史料編集と原文書利用という二つの論点を、国家と社会の二つのレベルにおいて追求するということである。これは、中近世における共同体・共同組織や中間団体が近現代における目的団体に転成していく点も含めて、近代における記録管理と文書館（アーカイブズ）成立、あるいは非成立の問題につながっていくことになるだろう。

注

1 ここでの文脈の「記録」とは、日本古文書学における「記録」ではなく、アーカイブズ学における records、すなわち原局における現用文書を意味している。それに対してここでの「文書」とは、文書館における非現用文書 archives を意味している。なお、前近代に限定して述べている文脈では、前近代においてはアーカイブズ学でいう上述の records と archives の区分が明確には存在しなかったとの判断から、両者を「文書」と表現している。

旧史料館レコーズの整理と公開について

高橋 実

本稿は、旧史料館の事務や研究関係の文書・記録を整理し公開することにした経緯と現状についての報告である。

アーカイブズ研究系の前身は、国文学研究資料館の附置機関の史料館である（史料館の前身は1951年に設立された文部省史料館）。それが2004年の4月から独法化にともなって、国文学研究資料館の4研究系の一つ、アーカイブズ研究系という内部組織になった。そういう意味で史料館レコーズというものは、すでに閉じられた組織のレコーズという性格を持っている。

そして史料館レコーズは、時の経過にしたがって組織アーカイブズになるとともに社会的意味をもつアーカイブズとして位置づけ、2006年1月から30年公開原則にもとづいて一般利用に提供している（全てが一律30年公開というわけでない）。

史料館レコーズ整理の契機

これは2003年に、史料館の昭和20年代のレコーズを閲覧できないかという問い合わせがあり、それが契機となって、公開措置をはかるために史料館レコーズの現状調査と整理の作業が始まった。内部からの自発的発意でなく、外部の要請に応える形で始まった点に少し問題がある。

現状調査の結果、史料館レコーズの大半は、文書管理規則等にもとづいて管理・保存ないし廃棄を行っているのではなく、また後のアーカイブズとして意識的に残したというのでもなく、たまたま残した、残ったというのが実態のようである。

それでも事務関係の方は、その属性から

して継続的にファイル単位で管理・保存しているが、研究関係や科研関係のものとか、あるいは調査収集関係のものも多くは、たまたま残っているという印象が強いレコーズである。

史料館レコーズの中に「国立史料館設置に関する請願書および趣意書」（1949年）など史料館にとっては「国宝」的存在の文書記録が含まれている。これら文部大臣や文部省に対する請願趣意書類は、本来、文部省の方で管理・保存され、保存期間が満了すれば廃棄されるべきものであったであろうが、史料館が1951年に設立された関係で史料館に移管されたものであろう。

委員会の設立

史料館レコーズの整理・公開に向けて、どのように所在調査を進め、いかなるシステムを設計するかを検討するために「史料館レコーズ委員会」を設立した。委員会は、「史料館にある文書・記録、その他の諸資料を確認し、必要なものは整理し、保存し、それら資料の有効な活用ができるよう措置を講ずること」を目的としたものである。

たしかに史料館レコーズの整理は、外部からの問い合わせがきっかけで開始したが、しかし単に外部に公開するということが目的ではない。そもそもアーカイブズ研究系にとって、史料館レコーズは今後の活動、研究をすすめるために必要不可欠な情報基盤であるという認識にもとづいて適切な処置を講ずるということでスタートしたわけである。

対象資料として、①史料館組織の文書・

記録、②科研関係の文書・記録、目録、カード、写真、フィルム、テープ、その他諸資料、③その他の文書・記録、写真、フィルム、テープ、諸資料を予定した。

作業工程としては、①館内各所の実態調査、②整理、保存管理システムの検討と構築、③情報システムの検討と構築、④必要な装備・容器、器具の検討と準備、⑤整理と情報入力、⑥配置と配架、⑦館内外への広報、を考えた。

実態調査から整理・公開へ

まず、一箇所にレコーズがあるのでなく、館内各所に置かれていた。そこで、どこにどのようなものがあるかを確認するために館内各所の実態調査を行うこととなった。実態調査は2003年の5月に行った。それから教官の各研究室、あるいは整理室にある科研関係、その他の文書・記録、調査報告書などの所在の調査を依頼し、状態を把握した。

その上で整理、管理保存システムとデータ・ベース仕様を検討し、さらに保存に必要な中性紙保存袋・容器や器具の検討と準備を行ったのである。

こうして、2003年7月から、評価・選別を含めた本格的な整理作業を開始した。具体的には、レコードを一点・一件単位に整理し識別記号・番号を付与すること。資料閲覧に耐えられる形での保存手当をする必要があるので、中性紙袋や容器などを置いて保存措置を講じた。数は少なかったが劣化損傷が著しいものは、保存管理担当の方に処置を依頼した。

整理作業は、その年の12月上旬に終了した。レコーズ数が多かったのは地下書庫（1,569点）で、つづいて旧水産庁資料館書庫（779点）、研修生控え室（海外科研、118点）、元館長室（40点）で、総レコーズ数は2,506点である。

史料館レコーズをすべて保存するのではなく、史料館アーカイブズとするものとそうでないものとに評価・選別しなくてはならない。ただし、史料館レコーズは閉ざされたものであるから、きっちりした評価・選別基準を策定する必要はない。そこで、何を廃棄するかという逆の視点から評価・選別することにした。廃棄の対象となったものはほとんど事務関係で、具体的には、物品供用簿、物品購入伝票、刊行物配布簿、領収書、日々雇用職員出勤簿などである。ただし、史料館初期の臨時筆生、これ自体が一つの歴史であるので、臨時筆生勤務関係の記録は残すことにした。それから、閲覧関係の閲覧伝票、複写伝票、利用者実態調査票、こういうものは廃棄の対象にした。廃棄対象レコードは、ものとしては物理的に廃棄したが、データ・ベース上の記録は削除していない。

史料館レコーズの構成

整理を進める前に史料館レコーズ（アーカイブズ）の構成をどうするかということが問題となった。検討の結果、史料館というフォンドのなかで大きく三つのサブフォンドに分けることとなった。

①1つが「史料館」である（記号A）。機関そのもの自体が生み出した文書・記録である。②2つめが、「近世庶民史料調査委員会」の文書・記録である（記号B）。これは史料館の設立やその後の活動につながるものである。もともと文部省に所属していた組織であるが、この事務・調査関係のものが、ある段階で史料館のほうに移管されたものである。そして、③3つめとして①②に属さない「その他」である（記号C）。

サブフォンドの①「史料館」はさらに機能で次の5つのシリーズに分けた。つまり「一般事務関係」、「閲覧関係」、「研修関係」、「科研関係」、「その他」である。こ

の項目の中をさらに年代順に配列したのであるが、必要に応じて同じ系統の簿冊、ファイルなどはサブシリーズを立てて配列し年代順とした（念のために言及するが、データ上の区分けや配列はするが物理的な区分けや配列はしない）。

②と③はそれほど量がないので、小項目のレベルは設けなかった。

たしかに以上の形で構成し、識別記号・番号を付与したが、しかし整理する以前の元の場所に配置されていた順序のデータそのものは基礎的データとして保存している。それは必要があればいつでも元に戻せるようにするために、元の保管現状を記録として残しているということである。

公開規定について

その後、2005年7月、アーカイブズ研究系内に次の「公開（非公開）に関する規則（案）」を提案し、了解された。

公開（非公開）に関する規則（案）

①30年公開原則を基本にする。今後31年目4月1日に追加公開する。

②目録にすべてのレコーズを示すが、公開停止（人事関係や修了論文審査表など）するものはその旨を表示する。

③ファイルなどに伝票類（一般的には廃棄されるもの）なども含まれていても、一つの完結したファイルとして考え、当該ファイル全体を評価・選別対象とする。

④史料館アーカイブズは例外として閲覧当番が、閲覧請求のときに劣化・損傷などの状態を点検し、閲覧の可否を判断する（事前にすべての点検と修復を終わらせることは公開を遅らせることになるため）。閲覧不可の場合は、修復にまわし、修復が終了したら、連絡し閲覧してもらう。

⑤史料館アーカイブズの閲覧に関しては、当分の間、事前連絡した上での閲覧とする。チェックしているがそれでもすべて

現物でのチェックを終了していないので、公開可否をチェックする教員の日程調整のためである。なお、従来から民具の場合は、事前連絡制である。

⑥利用は原則として閲覧と写真撮影である（展示貸出は要請があったときに検討する）。紙媒体以外の資料（録音テープなど）の利用も閲覧と写真撮影である（したがって録音再生などの要望には対応できない）。

⑦目録は3部作成し、閲覧事務室用、カウンター用、利用者用にする。

以上のような公開規則にもとづいて公開を進めている。公開規則をもう少し説明すると以下の通りである。

②については、目録にはすべてのレコーズを示すが、公開停止（人事関係や修了論文審査表など）するものはその旨を表示する。実際は色分けで表示している。つまり公開はできないけれども、その公開できないものを目録から除くのではなく、目録に載せておけるが、それはいかなる理由で公開できないかということを示しておくことである。

それから③は、一件の文書・記録に、伝票類など廃棄の対象となる書類が含まれていても、そのファイル全体を評価・選別の対象として保存するか廃棄するかを判断するということである。

④は、劣化・損傷した史料が多少見られるが、史料館アーカイブズは閲覧出納担当が閲覧請求のときに点検し、閲覧が可能かどうか判断するということである。これは、前もって全てを点検し、どのアーカイブズも閲覧に耐えられる形にするには相当な手間暇がかかるので、とにかく公開して、閲覧請求があった時に、その閲覧担当者がアーカイブズの状態を点検して、閲覧に耐えられない状態の場合にはその事情を説明し、保存手当を加えた後で連絡して閲覧してい

ただくというシステムである。

これは公開・非公開問題の場合も同じである。たとえば、ファイルや簿冊の中で一部公開できないものがある場合に、その部分をマスキングなどを行って閲覧に供するのである。ただ、2,500点余の史料全部1つ1つを点検してから全体の公開を行うということであれば、人手と時間がかかり、それだけ公開が遅れることになる。それより、全体をまず公開しておいて、閲覧対象資料は事前に連絡をしていただき、その閲覧請求対象の資料を担当者が点検して、必要ならばマスキングなどの措置を施し、その上で閲覧提供するという態勢で行うこととした。十全な措置を講ずるために公開まで時間をかけるより良いのではないかと判断したのである。

それから利用は原則として閲覧と写真撮影である。例えば史料館アーカイブズには録音テープがあるが、そのテープを再生して聞くためには、再生する器具を準備しておかなくてはならないが、現状ではその準備は困難であるからである。

現在

2004年12月現在、整理済みの史料館レコーズは総数2,506点であるが、立川移転の準備中に整理室などの各所から新たな史料館レコーズが「発見」された。現在、それらの整理を進めているが、さらにまた追加レコーズが出てくる可能性がある。それらの整理を進め、公開にもっていけるようにする予定である。

なお、国文学研究資料館が立川に移転するのを契機に、国文研レコーズの評価・選別と国文研レコーズ（アーカイブズ）としての管理保存システムについて、事務方と話し合いを進めており、移転前に具体的作業を行う予定である。

（本稿は、2007年5月14日に開催した公

開ワークショップ「研究資料・研究機関のアーカイブズ共有の前提：資料保存の経験・蓄積から資料情報共有へ」で報告したものを加除訂正したものである。）



写真1 整理前の史料館レコーズ

付記 史料館レコーズの整理にあたり、宇井隆氏の多大の助力を得た。記して謝意を表したい。



写真3 整理後の配架史料館レコーズ



写真2 整理後の史料館レコーズ

アーカイブズ・カレッジのカリキュラム改正について

2008年度から立川新館でアーカイブズカレッジが開催されるにあたって、これまでのカリキュラムの大幅な見直しを行いました。

1988年に「史料管理学研修会」を始めてから、20年目となります。その間、アーカイブズ・カレッジもその時々々の社会的要請に対応できるよう柔軟性を持ってカリキュラムを組み、また改正を重ねてきましたが、アーカイブズをめぐる環境は近年急激に変わりつつあります。

特に高度情報化社会の深化によって私たちを取り巻く社会構造も大きく変わってきました。これまで歴史学の知識で対応できていたことが、近年は法学や行政学、さらには情報工学や保存科学まで幅広い知識がなければ現状に対応できないケースが増えてきました。

このような社会的変化に対応すべく、アーカイブズ・カレッジも大幅なカリキュラム改正を行います。2008年度のカリキュラムは以下のようなものとなります。

【科目1】 アーカイブズ総論

* アーカイブズの基本的な概念や歴史、アーキビストの役割、関連法制などを学ぶ。

【科目2】 アーカイブズ資源研究

* 前近代から現代までのアーカイブズ資源の出所である組織体の分析、アーカイブズ資源の構造などを学ぶ。

【科目3】 アーカイブズ管理研究Ⅰ—調査と収集

* アーカイブズの調査収集や評価選別、管理の実際など実地見学を交えながら学ぶ。

【科目4】 アーカイブズ管理研究Ⅱ—記録とその情報制御

* 電子記録管理によるアーカイブズの目録作成のあり方を実習を交えながら学ぶ。

【科目5】 アーカイブズ管理研究Ⅲ—社会貢献論

* アーカイブズの普及と公開のあり方について実例を基にしながら学ぶ。

【科目6】 アーカイブズ管理研究Ⅳ—保存管理

* アーカイブズの物理的保存と管理について実習を交えながら学ぶ。

なお、近年は直接間接問わず何らかの形でアーカイブズに関わる機会が多くなりました。そこで少しでもアーカイブズの知識を得られる機会を増やせるようにとの考えから、2008年度から現職者を対象として科目ごとの聴講も可能としました。

以上のような改正によって現状へ対応できるアーカイブズ・カレッジとなり、少しでもアーカイブズに理解と興味を持たれる方へ貢献ができればと考えております。

立川新館での閲覧業務の再開について

立川新館移転に伴い、昨年10月より閲覧業務を停止しておりましたが、来る4月1日より閲覧業務を再開します。

新館では図書の開架書架を大幅に増加できましたので、事(辞・字)典類・史(資)料目録類・展示会図録・研究書・全集などが利用しやすくなり、広いスペースでゆとりをもって閲覧できるようになっています。また入口は3階まで吹き抜けで開放感のある交流アトリウム、設備拡充した展示室を設けたり、バリアフリー対応など利用者の利便性を考慮した施設となりました。さらに7月から土曜日開館を予定しております。お問い合わせは下記をご参照下さい。

～立川新館のご案内～

所在地：〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
電話：050-5533-2900 (代表)



『アーカイブズ・ニューズレター』 (本誌)の刷新

本誌は、1965年発行「史料館報」(既刊80号)の後継誌として、これまで様々な情報を発信してきましたが、立川新館移転を契機に、新しい出版物を発刊することになりました。新出版物の名称や体裁などを検討中ですが、研究と広報関係記事を中心にするだけで最新情報を提供する予定です。

アーカイブズ・ニューズレター 8号

発行日 2008年3月31日

編集 アーカイブズ研究系

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館
〒190-0014 東京都立川市緑町10-3

Tel.050-5533-2900(代表) Fax.042-526-8604 <http://www.nijl.ac.jp>

印刷所 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断転載

* 本誌は、文部省史料館のちには国文学研究資料館史料館(通称国立史料館)が発行していた『史料館報』1~80号(1965年3月~2004年3月)の後継誌としてお取り扱い下さい。